

ごみのマナー

家庭用

大阪市環境局



A



B



C

環境局ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html>

令和3年10月作成

令和3年7月1日（木）からごみ収集開始時間が
9時から8時30分になりました。

午前の収集地域は8時30分まで

午後の収集地域は12時30分まで

にごみをお出しく下さい

令和3年7月1日（木）から各地域の
ごみ収集時間帯（午前・午後）を、環境
局ホームページやごみ分別促進アプリ
「さんあ〜る」に掲載していますので
ぜひ活用ください。

※令和4年1月頃には収集時間帯を概ね2時間程度の幅で
お知らせする予定です。



家庭ごみの分別の徹底をお願いします

大阪市では、限りある天然資源の消費を抑制し、地球温暖化防止など、環境への負荷をできる限り低減させるため、分別収集を実施し、リサイクルを推進しています。

平成25年10月からは全ての市民の皆さんに「ごみは分別する」というルールを守っていただくため、分別ルールが守られていない（例えば普通ごみの中に**多量の再資源化できるものが混ざっている**など）場合は啓発シールを貼り、収集せずに残置することで分別ルールの徹底を図っております。

一層のごみ減量を促進するため、ご理解とご協力をお願いします。

[残置したごみは排出者本人が持ち帰りのうえ再度正しく分別し、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類のそれぞれの収集日に改めてお出しく下さい]

「中身の見えるごみ袋（透明または半透明）」による排出指定制度

普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類分別収集で、ごみ袋を使用して排出するごみは、透明または半透明で中身が確認できる袋を使用してください。中身が確認できない袋、段ボールや紙袋などは収集できませんのでごみの排出に使用しないでください。



ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）

大阪市では、ごみの収集の際、一人暮らしのおとしより（65歳以上の方）や、おとしよりだけの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、「ごみを一定の場所まで持ち出せない。」「ごみをマンションのごみ置き場まで持っておいられない。」など、**ごみの持ち出しが困難な方々を対象として**、環境局の職員が無料でご家庭までごみの収集に伺うサービス（ふれあい収集）を実施しています。



普通ごみや資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類をご家庭まで収集に伺うほか、粗大ごみの持ち出しも行っています。詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターまでお問い合わせください。（8ページ参照）

安否確認の通報サービス

ふれあい収集の際には基本的に「こんにちは、環境局です。ごみを持っていきます。」などと声をかけさせていただきます。「声をかけても返事がない。」「お約束した曜日にごみが出されていない。」

という場合などには、ご希望により環境事業センターから、あらかじめ登録いただいた連絡先に、安否確認していただくよう、通報するサービスも行っています。

